

証券コード 4380
平成30年 4 月 4 日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号
株 式 会 社 M マ ー ト
代表取締役 村 橋 純 雄

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年 4 月20日（金） 午後 2 時
2. 場 所 当社会議室
（新宿区西新宿 6－5－1 新宿アイランドタワー26階）
3. 会議の目的事項
報告事項 第18期（平成29年 2 月 1 日から平成30年 1 月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

以 上

・事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.m-mart.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成29年2月1日から平成30年1月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国の経済は、戦後2番目の長さである「いざなぎ景気」を超える等、高度成長期における勢いはないと言われるものの、総じて好調に推移しましたが、国際関係の緊張等、不安要因もある中で推移しました。

当社が事業を展開しております国内のB to B-E C（企業間電子商取引）市場は、平成28年のインターネットによる企業間電子商取引が前年比1.2%増の204兆円、電子商取引の割合であるE C化率が前年比0.6ポイント増の19.8%と、着実に拡大しております。（出典：経済産業省「平成28年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）報告書」）

当E C業界を取り巻く事業環境は、インターネット環境の普及に伴い、近年右肩上がり成長を遂げており、こうした傾向は今後も堅調に推移していくものと思われそうですが、配送業者の値上げに伴う影響を受け、伸び率に関しては鈍化する懸念も払拭しきれません。

このような事業環境のもと、当社は買い手企業にとって魅力的な市場を創設するとともに、既存サービスの改善強化に努めてまいりました。具体的には、規格外のお米（中米）のオークションサイト「チューオーク」や500kg～10tまでの大量販売が可能なサイト「蔵前渡し」を新規に開設するとともに、平成28年7～8月に開設した「アサトレ」（農業生産者から新鮮野菜を直送するサイト）や「大口一括コーナー」（原則50kg以上の商品販売に限定）の営業活動に力を注いでまいりました。

その結果、当事業年度末の出店数はMマート791店（対前年同月比40店増）、B net261店（同21店減）、総流通高は5,396百万円（同667百万円増）、買い手会員数は108千件（同12千件増）となりました。また、営業収益は606,531千円（対前年同期比14.0%増）、営業利益124,693千円（同136.2%増）、経常利益119,257千円（同125.5%増）、当期純利益78,209千円（同146.6%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が持続的に成長して企業価値を高めるとともに、われわれの目標を達成するために対処すべき課題は以下のとおりです。

①競争力の強化

当社は現在のところ多くの売り手企業及び買い手企業との売買を仲介しております。しかしながら、時代の進化、産業構造の進化、販売方法、IT技術等、顧客（売り手企業、買い手企業）を取り巻く環境は絶えず進化しております。その中において、競争力を強化するためには、顧客（売り手企業、買い手企業）の抱える課題をいかに素早く察知し、解決の手段、機会を提供することにかかっております。売り手企業、買い手企業の双方が直面する課題に精通し、IT技術、デジタルマーケティング、ビッグデータ等を通じて、会社を挙げて解決していくよう取り組んでまいります。

②技術革新への対応

当社はサイト運営企業であり、システム開発を全て内製化しているため、常に外部環境におけるITの進化を注視しながら対応する必要があります。また、常にシステム攻撃の危険をはらんでいることから、防御に対する意識も高める必要があります。こうしたことから、常時システム設備への投資を行い、技術力の進歩に努めてまいります。

③財務体質の強化

当社は、中長期的な安定成長を続けることで企業価値を高め、フリーキャッシュ・フローを最大化するという、キャッシュ・フロー重視の経営を推進していくために、売掛金や不良債権等のリスク管理を徹底することにより、財務体質の強化に努めてまいります。

④人材の確保・育成

当社が推進する事業は新しい領域であり、営業、技術を含め事業全体において主体的に取り組むことができる人材の確保が必要とされております。このような環境下では、過去の知識や経験にとらわれずに柔軟な発想、素直な心で毎日学ぶという姿勢を持つ人材の確保が肝要であります。

業界そのものの進歩が速く、専門化していく中で、営業、内部監査、デジタルマーケティング、経理財務、法務、ビッグデータ処理分析等、専門的かつ正確なデータ知識と学ぶ力をもった人材を確保し、育成することを重視しております。

(５) 財産及び損益の状況

区 分	第15期 (平成27年1月期)	第16期 (平成28年1月期)	第17期 (平成29年1月期)	第18期 (当事業年度) (平成30年1月期)
営 業 収 益 (千円)	357,485	427,596	532,109	606,531
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	1,753	△19,534	52,880	119,257
当期純利益又は当期純 損失(△) (千円)	10,029	△13,284	31,714	78,209
1株当たり当期純利益金 額又は当期純損失金額 (△) (円)	25,073.83	△8.32	15.92	39.26
総 資 産 (千円)	211,223	242,055	317,305	471,749
純 資 産 (千円)	43,380	70,258	101,973	180,183
1株当たり純資産額 (円)	108,451.20	35.27	51.19	90.45

(注) 当社は平成29年1月4日付で普通株式1株につき、1,500株の割合で株式分割を行い、また平成29年3月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割をおこないましたが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。

(６) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(７) 主要な事業内容 (平成30年1月31日現在)

BtoBに特化したインターネットマーケットプレイス事業

(８) 主要な営業所及び工場 (平成30年1月31日現在)

本 社・・・東京都新宿区

(９) 従業員の状況 (平成30年1月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続
33 [11]	8名減 [1名減]	46歳9ヶ月	3年7ヶ月

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(アルバイト、契約社員等)は年間の平均人員を[]外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (平成30年1月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高 (千円)
株式会社 みずほ銀行	30,000

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

平成30年2月23日に東京証券取引所マザーズ市場に上場しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 7,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,992,000株（自己株式はありません。）
- (3) 株主数 7名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
村橋 純雄	874,000	43.9
合同会社エムホールディングス	398,000	20.0
宇井 裕希乃	246,000	12.3
九谷田 登志恵	210,000	10.5
村橋 伸繁	120,000	6.0
村橋 勝子	120,000	6.0
相地 朱美	24,000	1.2

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村 橋 純 雄	
取締役副社長	小野寺 泰	
専 務 取 締 役	堀 幹千代	管理本部長兼総務部長
常 務 取 締 役	九谷田 登志恵	営業本部長
取 締 役	宇 井 裕希乃	業務監理本部長兼管理部長
取 締 役	石 井 康 彦	財務・経理部長
取締役(社外)	神 崎 行 哉	イセデリカ㈱相談役
常 勤 監 査 役	橋 本 秀 雄	
監査役(社外)	中 田 秀 幸	中田会計事務所代表
監査役(社外)	土 居 明 史	シティア公認会計士事務所 ㈱エイゾン・パートナーズ 代表パートナー
監査役(社外)	石 田 敦 信	トキワユニテッドパートナーズLLP パートナー ㈱トキワフィナンシャルアドバイザー 代表取締役

- (注) 1. 取締役神崎行哉は、社外取締役であります。
2. 監査役中田秀幸、土居明史及び石田敦信は、社外監査役であります。
3. 取締役神崎行哉、監査役中田秀幸、土居明史及び石田敦信を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役橋本秀雄は、米久株式会社専務取締役として食材部門を統括していたのみならず、関連会社の社長を兼務するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- また、社外監査役の中田秀幸、土居明史及び石田敦信は、各々税務、会計の資格を有し、コンサルティング業を営んでいる等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 西潟久男氏は、平成29年4月20日付で、取締役を辞任により退任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び社外監査役は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (1名)	85,050千円 (450千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	4,710千円 (1,110千円)
合 計	12名 (4名)	89,760千円 (1,560千円)

(注) 1. 取締役報酬の限度額は、法令に基づき、株主総会で決議しております。

平成28年4月26日 株主総会決議 年額300百万円以内

2. 監査役報酬の限度額は、法令に基づき、株主総会で決議しております。

平成28年4月26日 株主総会決議 年額 50百万円以内

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職内容	当社と当該兼職先との関係
社外取締役	神崎 行哉	イセデリカ株式会社	相談役	—
社外監査役	中田 秀幸	中田会計事務所	代表	—
社外監査役	土居 明史	シティア公認会計事務所 株式会社エイゾン・パートナーズ	— 代表パートナー	—
社外監査役	石田 敦信	トキワユナイテッドパートナーズ LLP 株式会社トキワフィナンシャル アドバイザー	パートナー 代表取締役	—

(注) 当社と当該兼職先との間に重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	神 崎 行 哉	社外取締役就任後に開催の取締役会15回中15回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	中 田 秀 幸	当事業年度の開催の取締役会17回中17回に出席、また、監査役会に10回中10回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	土 居 明 史	社外監査役就任後に開催の取締役会15回中15回に出席、また、監査役会に10回中10回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	石 田 敦 信	社外監査役就任後に開催の取締役会3回中3回に出席、また、監査役会に2回中2回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,700千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、当社の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う募集株式発行及び株式売出に係る「監査人から引受事務幹事会社への書簡」の作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

当社の内部統制システムに関する基本方針は次のとおりです。当社はこの基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても経営環境の変化等に対応して見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

【基本方針】

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報は、文書化の上、関連資料とともに、適用ある法令及び「文書保管管理規程」に基づき適切に保存管理します。
- ②株主総会議事録、取締役会議事録等事業運営上重要事項に関する書類は、取締役及び監査役から要請があった場合に、適時閲覧可能な状態を維持します。
- ③企業機密については、「企業機密管理規程」に基づき適切に管理します。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他体制

- ①「取締役会規程」「職務権限規程」及び「稟議規程」を定め、業務の遂行は所定の承認を得た後に行います。
- ②リスク管理に関して、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、定期的にリスクの点検・評価・対策等を管理します。
- ③有事の時は、社長を本部長とする対策本部設置し、対応策等危機管理にあたります。
- ④内部監査部門は、内部統制の整備状況を検証します。

(3) 取締役の職務の遂行が効率的に行なわれることを確保する為の体制

- ①「取締役会規程」、「組織管理規程」及び「職務権限規程」により、取締役及び使用人の分掌と権限を定めます。
- ②取締役会は、中期計画及び年間事業計画を決定し、その執行状況を監督します。
- ③経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するようにシステム部門を置いて整備をすすめ、会社全体で最適化を図ります。

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するために、企業理念と社訓を定め繰返し周知徹底を図ります。
- ②当社は、コンプライアンス規程を制定し、周知徹底を図ります。
- ③反社会的勢力とは、取引関係も含めて一切関係を持ちません。
- ④内部監査部門は、当社の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行います。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務が適切に行われるよう対応します。
- ②監査役を補助する使用人の人事に関する事項については、監査役との協議により定めます。

(6) 監査役スタッフの取締役からの独立性に関する事項

- ①当該使用人の取締役からの独立性を確保します。
- ②当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事します。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により報告します。
- ②内部監査部門は、監査の結果を監査役に報告します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席します。
- ②社長は、監査役と定期的な意見交換会を実施するとともに、常勤監査役へ適宜必要な情報を提供し、監査役との意思の疎通を図ります。
- ③監査役の職務執行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士・公認会計士・税理士等の外部の専門家との連携を図ります。
- ④監査役が職務執行上必要と認める費用について会社に請求することができます。
- ⑤監査役は、監査役会を開催し、監査の実施状況等について情報交換および協議を行います。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①当社は、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるために、「財務経理規程」を定めます。
- ②内部監査部門は、当社の財務報告に係る内部統制について監査を行います。

【運用状況】

- ・取締役会を開催し重要事項につき審議決定したほか、各取締役から業務執行について報告を受けました。
- ・内部監査部門は業務の有効性や効率性、情報セキュリティ等について監査し、必要に応じて改善提言を実施しています。
- ・各規程につきまして、経営環境の変化等に対応し見直しを実施しました。

貸借対照表

(平成30年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	405,778	流 動 負 債	291,565
現 金 及 び 預 金	295,439	短 期 借 入 金	30,000
売 掛 金	12,386	未 払 金	12,149
営 業 未 収 入 金	84,650	営 業 未 払 金	82,400
未 収 入 金	1,035	未 払 費 用	9,239
前 払 費 用	8,144	未 払 法 人 税 等	43,751
繰 延 税 金 資 産	4,918	未 払 消 費 税 等	12,837
貸 倒 引 当 金	△796	前 受 金	52,329
固 定 資 産	65,971	預 り 金	46,209
有 形 固 定 資 産	5,000	ポ イ ン ト 引 当 金	2,649
建 物	2,541	負 債 合 計	291,565
工 具、器 具 及 び 備 品	2,458	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	132	株 主 資 本	180,183
ソ フ ト ウ ェ ア	132	資 本 金	60,000
投 資 其 他 の 資 産	60,838	資 本 剰 余 金	2,162
敷 金 及 び 保 証 金	60,838	資 本 準 備 金	2,162
		利 益 剰 余 金	118,020
		そ の 他 利 益 剰 余 金	118,020
		繰 越 利 益 剰 余 金	118,020
		純 資 産 合 計	180,183
資 産 合 計	471,749	負 債 ・ 純 資 産 合 計	471,749

(注) 金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(自 平成29年 2 月 1 日 至 平成30年 1 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		606,531
営 業 費 用		481,838
営 業 利 益		124,693
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
そ の 他	63	68
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	405	
株 式 公 開 費 用	5,100	
そ の 他	0	5,505
経 常 利 益		119,257
税 引 前 当 期 純 利 益		119,257
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	44,718	
法 人 税 等 調 整 額	△3,671	41,047
当 期 純 利 益		78,209

(注) 金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成29年 2 月 1 日 至 平成30年 1 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資 本 金 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	株 主 資 本 合 計	
				繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	60,000	2,162	2,162	39,810	39,810	101,973	101,973
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益				78,209	78,209	78,209	78,209
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	78,209	78,209	78,209	78,209
当 期 末 残 高	60,000	2,162	2,162	118,020	118,020	180,183	180,183

(注) 金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。

また、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～15年
工具、器具及び備品	5年～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(2) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②ポイント引当金

販売促進をはかるために付与したポイントの当事業年度末における未使用残高のうち、当社の市場の決済に利用できるMコインに変換された金額から、将来使用されると見込まれる金額を使用実績率に基づき、計上しております。

(3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

4. 貸借対照表等に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

9,409千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数 1,992,000株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	3,996千円
ポイント引当金	922千円
資産除去債務	1,925千円
その他	247千円
繰延税金資産小計	7,091千円
評価性引当額	△2,172千円
繰延税金資産合計	4,918千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。短期借入金には主に営業取引に係る資金調達であり、営業債務や借入金等の金銭債務は流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。当期の貸借対照表日現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表示されます。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

当事業年度(平成30年 1月31日)

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	295,439	295,439	－
(2) 売掛金	12,386		
貸倒引当金※1	△796		
	11,589	11,589	－
(3) 営業未収入金	84,650	84,650	－
(4) 未収入金	1,035	1,035	－
(5) 敷金及び保証金※2	50,303	50,303	－
資産計	443,018	443,018	－
(1) 短期借入金	30,000	30,000	－
(2) 未払金	12,149	12,149	－
(3) 営業未払金	82,400	82,400	－
(4) 未払費用	9,239	9,239	－
(5) 未払法人税等	43,751	43,751	－
(6) 未払消費税等	12,837	12,837	－
(7) 預り金	46,209	46,209	－
負債計	236,587	236,587	－

※1 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

※2 貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（貸借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 営業未収入金及び(4) 未収入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュフローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値によっております。

負 債

- (1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 営業未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等、(6) 未払消費税等及び(7) 預り金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 90円45銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 39円26銭 |

(注) 当社は平成29年3月31日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

公募による募集株式の発行

当社は、平成30年2月23日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

なお、平成30年1月19日及び平成30年2月2日開催の取締役会において、下記のとおり募集株式の発行について決議し、平成30年2月22日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は318,619千円、発行済株式総数は2,445,400株となっております。

①募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）

②発行する株式の種類及び数：普通株式 453,400株

③発行価格：1株につき 1,240円

④引受価額：1株につき 1,140.80円

（この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。なお、発行価格と引受価額の差額は、引受人の手取金であります。）

⑤払込金額：1株につき 969円

（この金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年2月2日開催の取締役会で決定された金額であります。）

⑥資本組入額：1株につき 570.40円

⑦発行価格の総額：562,216千円

⑧資本組入額の総額：258,619千円

⑨払込金額の総額：517,238千円

⑩払込期日：平成30年2月22日

⑪資金の使途：採用費を含めたサイト構築のためのシステム開発要員の人件費及び新規取引先の獲得のための営業要員の人件費等の運転資金

独立監査人の監査報告書

平成30年 3 月23日

株 式 会 社 M マ ー ト
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 早稲田	宏	印
-------------------------	-----------	---	---

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 高 橋 篤 史	印	
-------------------------	---------------	---	--

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Mマートの平成29年 2 月 1 日から平成30年 1 月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成30年 1 月19日及び平成30年 2 月 2 日開催の取締役会において公募による募集株式の発行に係る決議を実施し、平成30年 2 月22日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果についての報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年3月29日

株式会社Mマート 監査役会

常勤監査役 橋 本 秀 雄 ㊟

監 査 役 中 田 秀 幸 ㊟

監 査 役 土 居 明 史 ㊟

監 査 役 石 田 敦 信 ㊟

以上